

機能水器具設置承諾書

新庄市上下水道事業
新庄市長 殿

令和 年 月 日

申込者 住 所
(所有者)

氏 名 ⑩

電話番号 ()

(水栓番号 _____)

本給水装置に機能給水器具（浄水器・活水器等）を設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1. 水質の管理責任について

新庄市上下水道課における水質責任範囲は、機能水器具の上流部までとし、同器具下流側については、所有者の責任において水質管理すること。

なお、機能水器具の異常動作、故障等により水質に支障を来した場合は、所有者の責任において対処するものとし、新庄市上下水道課には一切の異議申し立てを行わないこと。

2. 給水装置の維持管理について

新庄市水道給水条例第20条（水道使用者等の管理上の責任）の規定に基づき、機能水器具を含む給水装置の適切な維持管理を行うこと。

特に、機能水器具は、供給される水の水質を変える器具であるため、その性能(効能)、構造を充分認識し、器具修繕又はろ材等の取替交換をはじめ、製造メーカーで周知する使用上の注意事項を確認したうえで、適切な維持管理を行うこと。

3. 機能水器具の変更について

機能水器具を変更する場合は、新庄市水道給水条例第5条（給水装置の新設等の申込）の規定に基づき、給水装置工事申込み(改造工事)を行うこと。

4. 権利継承について

給水装置の所有者・管理人を変更する場合は、新所有者・新管理人に前記事項を継承すること。

水 栓 番 号	第 号
設 置 場 所	新庄市
建 物 名 称	
機 能 水 器 具	品 名 型 式
製 造 業 者	名 称
使 用 用 途	
備 考	